

中央社会保険医療協議会第62回薬価専門部会の資料薬-1の訂正について
中央社会保険医療協議会第158回総会の資料総-2の訂正について

訂 正 後	訂 正 前
<p>1 頁 第2 具体的内容</p> <p>I 既記載医薬品の薬価改定</p> <p>1. 特許期間中又は再審査期間中の新薬の薬価改定 現行の薬価改定ルールの下では、市場実勢価格（以下省略）</p> <p>7 頁 (8) 後発医薬品のある新薬の薬価引下げ 後発医薬品の使用が十分進んでいないことから、平成22年度薬価改定においては、後発医薬品のある新薬の薬価について、市場実勢価格に基づく算定値から2%更に引き下げることとする。</p>	<p>1 頁 第2 具体的内容</p> <p>I 既記載医薬品の薬価改定</p> <p>1. 特許期間中又は再審査期間中の新薬の薬価改定 現行の薬価改定ルールの下では市場実勢価格（以下省略）</p> <p>7 頁 (8) 後発医薬品のある新薬の引下げ 後発医薬品の使用が十分進んでいないことから、平成22年度薬価改定においては、後発医薬品のある新薬の市場実勢価格に基づく算定値から2%更に引き下げることとする。</p>